

# ながたの交通事故ミニ白書

令和6年10月末  
長田警察署

## ○ 交通事故発生状況

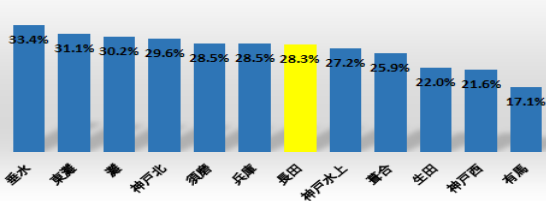
年	区分		死者数	負傷者数	重傷者数	物件事故件数		
	人身事故件数	自転車事故(件数)					自転車事故(構成率)	
令和6年10月末	226	70	31.0%	0	256	16	1,371	
令和5年10月末	254	82	32.3%	0	292	14	1,383	
前年同期比	-28	-12	-1.3%	±	-36	+	2	-12

## ○ 関係事故件数 ※構成率（人身事故件数に占める割合）の高い順

区分	神戸市内		長田区				
	件数(合計)	構成率(平均)	件数	構成率	前年同期比	市内ワースト	
						R5	R6
二輪車	888	26.6%	64	28.3%	- 5.6%	1	7
自転車	704	21.1%	70	31.0%	- 1.3%	1	2
高齢者(65歳以上)	1,147	34.4%	81	35.8%	- 3.6%	2	4



二輪車関係事故 占有率(R6.10)



自転車関係事故 占有率(R6.10)



## ○ 人身事故の時間帯別発生状況（令和6年10月）



## 自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

「ダメ!!」ながらスマホ 「ダメ!!」酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

**自転車運転中の新たな罰則**

- 携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

## 令和6年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ 酒気帯び運転および助動

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や陸乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

**自転車運転者講習制度**

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路譲り立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。